

会津若松市地域公共交通計画策定調査業務委託プロポーザル評価基準

(令和8年7月2日決裁)

1 位置づけ

この基準は、会津若松市地域公共交通計画策定調査業務委託プロポーザル選考委員会が会津若松市地域公共交通計画策定調査業務の受託候補者の選定をするための評価の基準等について示すものである。

2 評価方法及び受託候補者の選定

受託候補者の選定は、企画提案書やヒアリングの内容を踏まえ、別表「評価基準表」に基づく選考委員会の各委員の採点により、次の選定順に従い順次選定する。ただし、採点した委員の平均得点が60点に満たない場合は、不適格とみなして受託候補者としな

- いものとする。
- <選定順>
- ア 過半数を超える委員から最高順位を得た者
 - イ アにより決しない場合、全委員の合計得点が最高得点者
 - ウ 最高得点者が複数ある場合は、企画提案に係る項目の評価点が最も高い者
 - エ ウが複数ある場合は、提案金額の最も安価な者

3 評価点

採点に当たっては、「評価基準表」に定める各項目の着眼点を踏まえ、次表に定める6段階の評価を行い、それぞれの区分に応じた評価点を算出するものとする。

評価段階	配点5点の場合	配点10点の場合	配点20点の場合
A 極めて優れている	5	10	20
B 優れている	4	8	16
C 普通（標準的）	3	6	12
D やや劣っている	2	4	8
E 劣っている	1	2	4
F 記述がない	0	0	0

4 留意点

評価は、プレゼンテーションにおける説明技術によらず、提案内容等の優劣をもって評価するものとする。

別表

評価基準表

大項目	小項目	評価の着眼点	配点
①実施方針 及び実施体 制	①理解度、考え方	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合、優位に評価する。	10
	②実施体制	業務を円滑に遂行できる実施体制が構築されている場合、優位に評価する。	5
②技術者の類似業務の実績		配置予定の技術者が業務を確実に遂行するに足る類似業務の実績、経験等を5年以内で有している場合、優位に評価する。	10
③企画提案 内容	①公共交通に関する 実態・ニーズ把握調 査	的確な課題認識のもと、効果的かつ実現可能な手法が提案されている認められる場合、優位に評価する。	10
	②地域特性分析、公 共交通の現状分析及 び需要分析		20
	③計画（案）の検 討・とりまとめ		20
④工程管理		業務実施手順を示す実施のフロー、スケジュールに妥当性が認められる場合、優位に評価する。	20
⑤見積の妥当性		提案内容に対して見積金額が妥当であり、項目別の見積や金額等の関係が適切である場合、優位に評価する。	5
合計			100